

# 公立大学法人秋田公立美術大学業務方法書

平成25年4月1日

## (目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項および公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則（平成25年秋田市規則第16号）第2条の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

## (業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

## (業務の委託)

第3条 法人は、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

## (委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

## (競争入札その他契約に関する基本的事項)

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他の法人の規程で定める場合は、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。

## (委任)

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、秋田市長の認可があった日から施行する。